

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**平成 29 年 12 月 21 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700249号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700204号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成21年9月2日は1万2,000円、同年12月21日は9万円に訂正することが必要である。

平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年9月2日  
② 平成21年12月21日

A社から支給された賞与の記録がない。しかし、請求期間①及び②において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者が同社から賞与の支払を受け、請求期間①は1万2,000円、請求期間②は9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等から回答がなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700252 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700202 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成20年9月2日は2万9,000円、同年12月22日、平成21年9月2日及び同年12月21日は3万円に訂正することが必要である。

平成20年9月2日、同年12月22日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年9月2日、同年12月22日、平成21年9月2日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成20年9月2日  
② 平成20年12月22日  
③ 平成21年9月2日  
④ 平成21年12月21日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③及び④に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③及び④において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」、請求者から提出された「平成21年分給与所得の源泉徴収票」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は2万9,000円、請求期間②、③及び④は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700276 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700203 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成19年12月20日は20万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された請求者の賞与振込口座に係る預金通帳の写し、平成20年度町民税県民税特別徴収税額の決定変更通知書、平成19年1月から同年12月までの給与明細書、同年9月支給の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は同社から賞与の支払を受け、20万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。